

別表第2（第5条関係）経費支払上限額

(1) 講師謝礼金支払上限額

区分		金額（時給）
県外	職業的講師、大学教授、自治体の特別職、医師、弁護士	10,000円
	大学准教授、国・自治体の管理職（校長・教頭を含む） 企業・団体の役員	8,000円
	その他の大学の職員	7,000円
	国の補佐・専門官、その他	5,000円
県内	職業的講師	10,000円
	大学教授、自治体の特別職、医師、弁護士	5,000円
	大学准教授、国・自治体の管理職（校長・教頭を含む。）、 企業・団体の役員	4,000円
	その他の大学の職員	3,500円
	その他	3,000円
<p><b>【備考】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記により難しい場合及び「職業的講師」の場合は、事前に那覇市と調整することとし、執行にあたっては、那覇市の承認を得ること。</li> <li>・団体構成員による講師は必要最小限の人数・時間で実施するものとし、謝礼金は時給3,000円を上限とする。</li> </ul>		

(2) 司会又は出演者謝礼金支払上限額

区分		金額（1日）
県外	職業としている人物又は1団体あたり	300,000円
	職業ではなく趣味として愛好する人物又は1団体あたり	100,000円
県内	職業としている人物又は1団体あたり	100,000円
	職業ではなく趣味として愛好する人物又は1団体あたり	30,000円
<p><b>【備考】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記により難しい場合及び「職業としている人物又は団体」の場合は、事前に那覇市と調整することとし、執行にあたっては、那覇市の承認を得ること。</li> <li>・謝礼には交通費その他滞在に係る一切の経費を含む。</li> </ul>		

(3) 賃金支払上限額

区分	金額（時給）
事業実施のために雇ったスタッフ・アルバイト・アドバイザー (1人あたり／1日8時間を上限)	1,000円以内
<p><b>【備考】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記により難しい場合は、事前に那覇市と調整することとし、執行にあたっては、那覇市の承認を得ること。</li> <li>・賃金には交通費その他業務の従事に係る一切の経費を含む。</li> </ul>	

